

**平成 31 年度一関市ふるさと応援寄附推進事業業務委託
公募型プロポーザル実施要領**

1 業務目的

「一関市ふるさと応援寄附推進事業」（以下、「本業務」という。）に係る寄附情報の管理及び返礼品の受発注業務等を市内の民間事業者へ委託することにより、事務の効率化を図る。

2 業務概要

(1) 業務名

平成 31 年度一関市ふるさと応援寄附推進事業業務委託

(2) 業務内容

別紙平成 31 年度一関市ふるさと応援寄附推進事業委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 履行期間

平成 31 年 6 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

3 公募型プロポーザルについて

(1) 採用の具体的な理由

本市及び本事業の返礼品の魅力伝えるため、広報戦略を立て効果的な PR 事業を行うとともに、本市の産業・歴史・文化等を熟知し、新たな特産品の開発・発掘や体験型メニューなどの多様な返礼品の提案が可能な委託事業者を選定する必要がある。

よって、本事業の委託事業者は市内事業者から選定することとし、選定にあたっては、本事業を遂行するために十分な知見等を有し、的確な助言・提案等が可能である事業者を公募し、提案や他事業を含めた実績等に視点を置いて評価することにより、最も適した事業者選定を可能とする公募型プロポーザル方式を採用するものである。

(2) 導入効果

提出された提案書等により委託事業者を選定することで、市の財源確保や地場産業の振興など本事業の目的達成に向けて、最も適した業務遂行が可能となる。

4 スケジュール

- | | |
|--------------------|-------------------------|
| ・ 公募開始及び参加申込受付開始 | 4 月 10 日（水） |
| ・ 質疑受付期間 | 4 月 10 日（水）～4 月 15 日（月） |
| ・ 質疑回答 | 4 月 17 日（水） |
| ・ 参加申込書・企画提案書等提出締切 | 4 月 26 日（金） |
| ・ 選定委員会 | 5 月 10 日（金） |
| ・ 審査結果の通知・公表 | 5 月 13 日（月） |

- ・委託事務などの協議、調整、準備 5月13日(月)～
- ・委託契約締結 平成31年6月1日(土)

5 事業者の選定方法

受託候補者は、一関市ふるさと応援寄附推進事業業務委託事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)により、次に定める「6 審査概要」に基づき審査し、選定する。

6 審査概要

(1) 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

なお、参加申込書等が受理されている場合でも、要件のいずれかを満たしていないことが判明した場合は、要件を満たすまで有資格者としては取り扱わないこととする。

また、プロポーザル参加資格がない者の提出書類や提案等は無効とする。

ア 本社または事業所等の所在地が一関市内であること。

イ 本市及び本事業の返礼品の魅力伝えるため、広報戦略を立て効果的なPR事業を行うとともに、本市の産業・歴史・文化等を熟知し、新たな特産品の開発・発掘や体験型メニューなどの多様な返礼品の提案が広く行えること。

ウ 代表者等が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成30年法律第77号)」第2条第2号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと

エ 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

オ 公募開始の日から契約締結までのいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

カ 契約の履行期間を遵守すること。

キ その他、本事業に関する関係法令等に違反していないこと又は違反するおそれがないこと。

(2) 審査基準

提出書類審査の内容について、別紙審査基準等を適用する。

(3) プレゼンテーション

プレゼンテーションは実施しないものとする。ただし、応募数や審査状況によっては、別途ヒアリングを実施する場合がある。

(4) 審査方法

選定委員会において審査を行うものとする。

7 参加申込

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、次により参加申込書及び企画提案書等を提出すること。

(1) 提出書類

ア 参加申込書（様式1）

イ 会社概要書（任意様式）

事業者等の経歴、役員の構成及び氏名、組織体制、従業員数、事業概要等が把握できるもの。

ウ 業務体制表（任意様式）

契約締結後における業務の実施体制について記載すること。

エ 企画提案概要書（様式2）

オ 企画提案書別紙（任意様式）

① 企画提案書別紙については、仕様書をもとに、業務実施に向けた基本的な考え方、効果的かつ効率的な具体的実施方法等、必要な事項を具体的に記載すること。

② 提案趣旨やアピールしたいポイントなど簡潔に分かりやすく記述すること。

③ 原則、A4ファイルで提出すること。

④ 文字の大きさは、原則として11ポイント以上とすること。

⑤ 企画提案書別紙は、表紙目次を除き両面印刷とし、10ページ以内とすること。

⑥ 企画提案書別紙の印刷の色は、カラー、白黒を問わない。

⑦ 企画提案書別紙の下段余白中央にページ番号を付けること。

⑧ 提出部数は、原本1部、写し5部とすること。

カ 業務工程表（任意様式）

実施スケジュールと役割分担が具体的に分かるよう提案すること。

キ 見積書（任意様式）

見積金額は、寄附金総額が1億円（3,500件の寄附）である場合を想定した費用の総額（返礼品代及び返礼品送付に係る送料を含まない。）とするが、次に掲げる事項が分かるように資料を添付すること。

なお、返礼品代及び返礼品送付に係る送料を含まない業務規模（予算）の上限額は、8,372,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

① 事務処理額については、固定費と変動費の積算内容を記載すること。

② 仕様書の業務内容に基づき、具体的な積算根拠を示すこと。

③ 見積金額及び内訳金額は、消費税及び地方消費税を含む額とすること。（消費税率は8%で計算すること）

(2) 提出期限

提出期限は平成 31 年 4 月 26 日（金）17 時までとし、参加申込書と企画提案書等は同時に提出すること。

(3) 提出先

〒021-8501 岩手県一関市竹山町 7 番 2 号
一関市役所 まちづくり推進部 いきがづくり課

(4) 参加辞退届の提出

参加申込書等の提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する者は、参加辞退届を次の方法で提出すること。

ア 提出書類

参加辞退届（任意様式）

イ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る）

ウ 提出先

(3)に同じ。

(5) 質疑の受付及び回答

参加申込及び企画提案に関する質疑については、質疑受付期間中に受け付ける。質疑書（任意様式）に質疑内容を簡潔にまとめ、電子メールにて提出すること。電話、口頭での質疑は受け付けない。

なお、メールの件名には、質疑の回数と会社名が分かるようにすることとし、質疑書提出後、必ず受信確認を行うこと。

ア 受付期間

平成 31 年 4 月 10 日（水）から 4 月 15 日（月）17 時までとする。

イ 回答方法

平成 31 年 4 月 17 日（水）までに本市ホームページへ掲載する。

なお、質疑のあった参加申込者名は公表しない。

ウ 提出先アドレス及び確認先電話番号

一関市役所 まちづくり推進部 いきがづくり課

メールアドレス ikigai@city.ichinoseki.iwate.jp

電話番号: 0191-21-8852

(6) その他

① 使用するシステムについて

ア 寄附受付サイトについては、トラストバンク株式会社の「ふるさとチョイス」

イ 寄附者管理システムについては、シフトプラス株式会社の「レジホーム」

とし、導入費用や使用料については市が支払うこととする。

なお、ふるさと納税ポータルサイトの変更や追加などについての提案は、委託契約後、随時受け付けるものとする。

② 再委託について

本事業が地域経済の活性化を目指すものであることから、市外に本店・本部等を有する事業者等への業務の一部再委託については、市が支払う委託料の半分以上を越えないこととする。なお、一部再委託する場合は、市の承諾を要することとする。

9 参加申込書等に関する説明書（実施要領等）の交付について

(1) 交付期間

平成31年4月10日（水）から4月15日（月）まで（土、日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

(2) 交付場所

一関市役所いきがいきづくり課ふるさと定住係

(3) 交付方法

(1)の交付期間中にいきがいきづくり課で交付する。また、本市公式ホームページにも掲載する。

10 失格要件

参加申込者が次に掲げる行為を行った場合は失格とする。

(1) プロポーザル関係者と不正な接触を行ったとき。

(2) 各書類の提出方法及び提出期限を遵守しないとき。

(3) 企画提案書等の作成に当たり、第三者の著作権を侵害する提案を行ったとき。

(4) 各書類に虚偽の内容を記載したとき。

11 経費負担

本プロポーザルに参加するための一切の費用は、参加申込者の負担とする。

12 契約の方法

平成31年6月1日付で随意契約の手続を行う。

13 その他

(1) 公募型プロポーザルは、委託業者を選定するものであることから、具体的な作業は提案等に記載された内容を反映しつつも、本市との協議に基づいて実施すること。

(2) 提出された書類は、本件の審査以外には使用しない。

(3) 参加申込書及び企画提案書等の返却は行なわない。

(4) 参加申込書及び企画提案書等は、提出後の差し替え、追加及び再提出は認めない。

(5) 最終結果に対しての異議申し立ては受け付けない。

(6) 業務上の留意事項

上記「6(1)参加資格要件」等に違反等があった場合は、委託契約の一部又は全部を解除し、委託料を支払わないこと、若しくは既に支払っている委託料の一部又は全部を返還させ又は損害賠償を求めることがあるので十分留意すること。

14 問い合わせ先

一関市役所 まちづくり推進部 いきがいづくり課

〒021-8501 岩手県一関市竹山町7番2号

メールアドレス ikigai@city.ichinoseki.iwate.jp

電話番号: 0191-21-8852

ファクス: 0191-23-4850